

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4559016号
(P4559016)

(45) 発行日 平成22年10月6日(2010.10.6)

(24) 登録日 平成22年7月30日(2010.7.30)

(51) Int. Cl.		F I	
A 6 1 N	1/14	(2006.01)	A 6 1 N 1/14
A 4 1 B	11/00	(2006.01)	A 4 1 B 11/00 Z
A 4 1 B	17/00	(2006.01)	A 4 1 B 17/00 Z
A 4 1 D	13/00	(2006.01)	A 4 1 D 13/00 Z
A 4 1 D	13/06	(2006.01)	A 4 1 D 13/06

請求項の数 8 (全 6 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2002-128587 (P2002-128587)	(73) 特許権者	502153558
(22) 出願日	平成14年4月30日(2002.4.30)		ガフィテックス・ソシエタ・ア・レスポン
(65) 公開番号	特開2003-47664 (P2003-47664A)		サビリタ・リミタータ
(43) 公開日	平成15年2月18日(2003.2.18)		GAFITEX S. R. L.
審査請求日	平成17年4月21日(2005.4.21)		イタリア46040グイディッツォロ(マ
審判番号	不服2008-12720 (P2008-12720/J1)		ントヴァ)、ヴィア・カヴリアーナ14番
審判請求日	平成20年5月19日(2008.5.19)	(74) 代理人	100062144
(31) 優先権主張番号	M12001U000260		弁理士 青山 稜
(32) 優先日	平成13年5月9日(2001.5.9)	(74) 代理人	100079245
(33) 優先権主張国	イタリア(IT)		弁理士 伊藤 晃
		(72) 発明者	ジュリアーノ・ヴェスナヴェール
			イタリア46046メドレ(マントヴァ)
			、ヴィア・アヴィス36/ピ番

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 皮膚に接触して装着されることにより、金属療法効果を提供するように構成された衛生品

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、使用者の皮膚に向けられる側面に、金属療法効果を提供するように構成された金属又は半金属からなる糸で作られたニット列(2)又はニット列部分を有するニット部を備え、皮膚に接触して装着されることにより、金属療法効果を提供するように構成された衛生品であって、

上記金属又は半金属からなる糸は、使用者の皮膚に接触して金属療法効果を提供するシリコンからなる糸と、銅からなる糸と、亜鉛からなる糸とで構成されることを特徴とする、衛生品。

【請求項2】

金属療法効果を提供するシリコンからなる糸と、銅からなる糸と、亜鉛からなる糸とで構成される上記ニット列(2)又はニット列部分は、ニット部の編地において、ニット列(2)に対して横方向に相互に間隔をあけて配置されていることを特徴とする、請求項1に記載の衛生品。

【請求項3】

上記ニット列(2)又はニット列部分は、ニット部の列に対して横方向に交互になっている少なくとも2種類の列又は列部分(2a、2b、2c)を備え、

各種の列又は列部分は、金属療法効果を提供し、かつ、他の種類のニット列(2)又はニット列部分と異なる種類の金属糸で形成されていることを特徴とする、請求項1に記載の衛生品。

10

20

【請求項 4】

金属療法効果を提供するシリコンからなる糸と、銅からなる糸と、亜鉛からなる糸とで構成される上記ニット列(2)又はニット列部分は、天然糸又は合成糸で作られたニット列(3)とメッシュ状になって交互になっていることを特徴とする、請求項1に記載の衛生品。

【請求項 5】

上記天然糸又は合成糸に、銅、亜鉛のうち少なくとも一種類の金属が埋め込まれていることを特徴とする、請求項4に記載の衛生品。

【請求項 6】

上記ニット列(2)又はニット列部分を有するニット部を備えたフットレットとして構成されていることを特徴とする、請求項1に記載の衛生品。

10

【請求項 7】

上記ニット列(2)又はニット列部分を有するニット部を備えた靴下として構成されていることを特徴とする、請求項1に記載の衛生品。

【請求項 8】

上記ニット列(2)又はニット列部分を有するリストバンデージ、足首用バンデージ、ボディーベルト又は肩を保護するバンデージ等として構成されていることを特徴とする、請求項1に記載の衛生品。

【発明の詳細な説明】

【0001】

20

【発明の属する技術分野】

本発明は、皮膚に接触して装着されることにより、金属療法効果を提供するように構成された衛生品に関する。

【0002】

【発明の開示】

金属療法の基礎となる理論は、人体をボルタパイルに例えるものである。その根拠は、陽性金属板(例えば、銅)が脊椎部に、陰性金属板(例えば、亜鉛)が腹部にあてられて、この2枚の金属板が、マイクロアンメーターの2本の電極に接続された場合、電流が、2枚の金属板の間を(すなわち、人体を通して)流れていることが観測されるという記録に基づいている。

30

【0003】

導電線で2枚の金属板を連結させることにより、イオン化とともに人体内部に短絡が生じ、結果、陽性金属のイオンが、被験者の体内を通り抜ける。

【0004】

金属板がお互いに電気で接続されていなくとも、より遅く、より小さな範囲ではあるものの、この通り抜けは、起こり得る。

【0005】

痙攣は、毛細血管を詰まらせる白血球の目詰まり(凝集)が原因となって発生するものであるが、身体を通り抜ける金属微量元素は、痙攣が起きた自律神経の末端に作用して、結果として、全身循環において死んだ白血球又は溶解された白血球を除去して、痙攣を緩和させることができる。

40

【0006】

実質的に、この理論によれば、皮膚の表面に陽性金属および陰性金属をあてると、微量の電流が発生し、一定の不足又は慢性的な機能障害や神経障害(そこでは、酸性症となっている。)を治し、あるいは、改善することが可能となる。基本概念は、人体、組織、体液を乾電池に含まれる液体又は化合物として使用し、2種類の金属(陽性および陰性)を用いて、身体を本物のボルタパイルに構成することである。

【0007】

生きている人間の電解液は、多かれ少なかれ、酸性であり、個々の酸性度にもよるが、“人間パイル”は、それに応じて、活発に働いたり又は働かなかったりする。それゆえ、電

50

流の強さは、器官の酸性症によって決まるので、生じる細胞内の電流は、自動調節することができる。

【0008】

金属療法により得られる効果には、

- 身体の全体刺激、
- 栄養機能の刺激、
- 残留物や凝集の自然除去又は自発的除去、
- 血液循環の改善、
- 種々の苦痛の和らげ、
- 元気の回復、が挙げられる。

10

【0009】

特に、銅・亜鉛を組合せて使用すると、リュウマチ痛の発生を予防し、感情面でのストレス状態を軽減できる。また、シリコンを使用すると、過剰な発汗を防ぎ、しかも、皮膚を乾燥させることなく、その弾力性および柔軟性を保つことができる。

【0010】

この理論を根拠として、本発明の目的は、皮膚に接触して装着されることにより、金属療法効果を提供するように構成された衛生品を提供することである。

【0011】

さらに、本発明の目的は、編機又は靴下編機(hosiery knitting machine)により生産される衛生品を提供することである。

20

【0012】

もうひとつの本発明の目的は、他より安いコストで製造される衛生品を提供することである。

【0013】

以下でより明らかになる本発明の目的は、使用者の皮膚に接触して装着されることにより、金属療法効果を提供するように構成された衛生品によって達成される。本発明の衛生品は、ニット部を備え、上記ニット部は、少なくとも、使用者の皮膚に向けられる側面に、金属療法効果を提供するように構成された金属又は半金属(metalloid)からなる糸で形成されたニット列又はニット列部分を有する。

【0014】

【発明の実施の形態】

本発明のさらなる特徴と有利な点は、後述する本発明の衛生品の詳細な説明から、より明らかになる。

【0015】

図を参照に、図示した実施例において参照数字1で示されたフットレットで構成されている本発明の衛生品は、ニット部を備える。このニット部は、少なくとも、使用者の皮膚に向けられる側面に、金属療法効果を提供するように構成された金属又は半金属からなる糸で形成されたニット列2又はニット列部分を有する。

【0016】

金属又は半金属は、糸の形態で提供されてもよく、その場合には、編むことで直接的にニット列2又は列部分を形成することができる。金属又は半金属が、粉末状、繊維状、微粒子状の形態で、天然繊維糸又は合成繊維糸の中に埋め込まれて、この糸で列2又は列部分を形成してもよい。

40

【0017】

列2又は列部分を構成する糸の金属又は半金属は、銅および(又は)亜鉛および(又は)シリコンで構成されていることが望ましい。

【0018】

そのような材料で作られたニット列2又はニット列部分は、ニット列が配列されている方向に対して横方向(横断方向)に相互に間隔をあけて配置されていることが望ましく、天然糸又は合成糸で形成されたニット列3と交互になってメッシュ状になっている。

50

【0019】

ニット列2又は列部分は、少なくとも2種類あると好都合であり、それらは、金属療法効果を有する金属又は半金属からなる異なる糸で作られ、ニット部の列に対して横方向に交互になっている。

【0020】

例えば、銅糸および亜鉛糸を用いてそれぞれ形成された2種類の列2又は列部分2a、2bを提供することができる。ニット部には、そのような金属で作られ、天然糸又は合成糸で作られた列3と交互になってメッシュ状になっている列2a、2bがある。これらの金属で作られた糸で形成されたニット列だけを考慮に入れ、個々の列に対して横方向にニット列を見ていくと、銅の列2a又は列部分と亜鉛の列2b又は列部分があり、列2a又は列部分は、列2b又は列部分と交互になっている。

10

【0021】

所望の金属療法効果に応じて、金属又は半金属からなる糸で形成された異なる種類の列又は列部分を、例えば、列2a、2b、2cの3種類にしてもよい。列2a、2b、2cは、銅糸、亜鉛糸、シリコン含有の糸でそれぞれ形成され、天然糸又は合成糸で形成されたニット列3と交互になってメッシュ状になり、お互いと交互になっている。

【0022】

任意に、金属又は半金属からなる糸で作られた個々の列2又は列部分を使用して、金属療法効果を奏する代わりに、お互いとメッシュ状になり、切れ目のない天然糸又は合成糸で作られたニット列3とメッシュ状になっている列2又は列部分の集合を使用してもよい。

20

【0023】

図示した実施例においては、衛生品は、フットレットで構成されているが、明らかに別の形態で構成されていてもよい。例えば、靴下、又はリストバンデージ、足首用バンデージ、膝用バンデージ、ボディーベルト、肩を保護するバンデージ等のような伸び縮みのするバンデージである。

【0024】

本発明の衛生品を使用する場合、列2又は列部分の材料となる金属又は半金属が、使用者の皮膚に接触することにより、上記の金属療法効果を実現することができる。さらに、これは、ニット部によって構成された物品であるので、金属療法効果を有する金属又は半金属は、まったく不快感を与えることなく、使用者の皮膚に継続的に接触した状態を維持することができる。

30

【0025】

本発明の物品が靴下又はフットレットで構成されている、特定の場合には、銅、亜鉛、およびシリコンの組み合わせの作用によって、血液循環、関節痛又はリュウマチ痛の予防又は軽減、発汗の調節に関する局部レベルの有益な効果および感情面でのストレス状態の軽減に関する全身レベルの有益な効果を得ることができる。

【0026】

実際のところ、金属又は半金属からなるニット列によって、使用者に金属療法効果を実現することができるので、本発明の衛生品は、意図した目的を完全に達成することが観察された。

40

【0027】

本発明の物品のもうひとつ有利な点は、使用者にまったく不快感を与えることなく一定の金属療法効果を奏することである。

【図面の簡単な説明】

【図1】 フットレットで構成された本発明の衛生品の斜視図である。

【図2】 本発明の衛生品を構成するニット部の部分拡大図である。

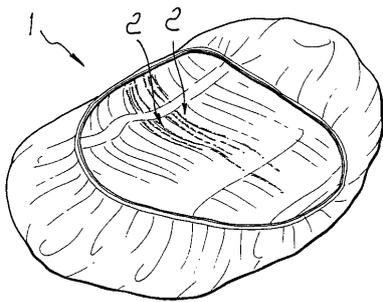
【符号の説明】

- 1 フットレット
- 2 ニット列
- 2a 銅のニット列

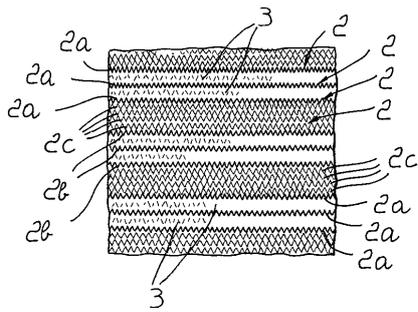
50

- 2 b 垂鉛のニット列
- 2 c シリコンのニット列
- 3 天然糸又は合成糸のニット列

【図1】



【図2】



フロントページの続き

(51) Int.Cl.			F I		
A 4 1 D	13/08	(2006.01)	A 4 1 D	13/08	
D 0 4 B	1/14	(2006.01)	D 0 4 B	1/14	
D 0 4 B	1/26	(2006.01)	D 0 4 B	1/26	

合議体

審判長 横林 秀治郎

審判官 岩田 洋一

審判官 増沢 誠一

- (56) 参考文献 特開平 9 - 3 1 3 6 2 0 (J P , A)
特開 2 0 0 0 - 2 3 7 3 2 4 (J P , A)
実開平 6 - 8 0 4 4 6 (J P , U)
特開平 3 - 2 8 9 9 6 9 (J P , A)

(58) 調査した分野(Int.Cl. , D B 名)

A61N 1/14
A41B 11/00
A41B 17/00
A41D 13/00
A41D 13/06
A41D 13/08
D04B 1/14
D04B 1/26